

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 425 号）の施行による。

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

立川市介護保険条例（平成12年立川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第6条 市は、介護に関する施策として、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法に基づく事業</p> <p>ア及びイ ……略……</p> <p>ウ 法第115条の45第1項各号に掲げる地域支援事業</p> <p>エ～カ ……略……</p> <p>(2) ……略……</p> <p>2 市長は、前項第1号ウからオまでに<u>掲げる</u>地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。</p> <p>3 ……略……</p> <p>(介護認定審査会)</p>	<p>第6条 市は、介護に関する施策として、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法に基づく事業</p> <p>ア及びイ ……略……</p> <p>ウ 法第115条の45第1項各号に掲げる地域支援事業（以下「<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u>」という。）</p> <p>エ～カ ……略……</p> <p>(2) ……略……</p> <p>2 市長は、前項第1号ウからオまでに<u>規定する</u>地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。</p> <p>3 ……略……</p> <p>(介護認定審査会)</p>
<p>第7条 ……略……</p> <p><u>2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。</u></p> <p><u>3 認定審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(保険料)</p>	<p>第7条 ……略……</p> <p><u>2 認定審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(保険料)</p>
<p>第8条 市長は、第6条第1項第1号に掲げる事業に要する費用に充てるため法第129条に規定する保険料（以下「保険料」という。）を、<u>令</u>第39条第1項に規定する基準に従って定める保険料率（以下「保険料</p>	<p>第8条 市長は、第6条第1項第1号に掲げる事業に要する費用に充てるため法第129条に規定する保険料（以下「保険料」という。）を、<u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条</u></p>

率」という。)により算定し、第1号被保険者から法第131条に規定する特別徴収及び普通徴収の方法により、徴収するものとする。

2 前項に規定する保険料率は、平成27年度から平成29年度までの各年度においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) ……略……

(6) 次のいずれかに該当する者 81,144円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ ……略……

(7)～(14) ……略……

3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、29,636円とする。

4及び5 ……略……

(普通徴収に係る納期等)

第12条 ……略……

2 市長は、納期によることが困難であると認める第1号被保険者については、前項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合においては、当該納付義務者に対して、当該納期を通知しなければならない。

3 ……略……

(賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第1項に規定する基準に従って定める保険料率(以下「保険料率」という。)により算定し、第1号被保険者から法第131条に規定する特別徴収及び普通徴収の方法により、徴収するものとする。

2 前項に規定する保険料率は、平成27年度から平成29年度までの各年度においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) ……略……

(6) 次のいずれかに該当する者 81,144円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ ……略……

(7)～(14) ……略……

3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,636円とする。

4及び5 ……略……

(普通徴収に係る納期等)

第12条 ……略……

2 市長は、前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者については、同項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合においては、当該納付義務者に対して、当該納期を通知しなければならない。

3 ……略……

(賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第13条	……略……
2	……略……
3	賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに掲げる老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までに掲げる者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。
4	……略……
(費用の負担の軽減)	
第16条	市長は、法第41条第1項に規定する要介護認定を受けた被保険者が第14条各号の一に該当する場合には、 <u>法第50条の規定による費用の負担の軽減</u> を、同条の規定に基づいて行うことができる。この場合においては、同条に規定する市が定める割合は、規則で定めるものとする。
2	前項の規定は、法第53条第1項に規定する要支援認定を受けた被保険者に係る <u>法第60条の規定による費用の負担の軽減</u> について準用する。

第13条	……略……
2	……略……
3	賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに <u>規定する</u> 老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から <u>令第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号又は第9号に規定する者</u> として月割により算定した保険料の額との合算額とする。
4	……略……
(費用の負担の軽減)	
第16条	市長は、法第41条第1項に規定する要介護認定を受けた被保険者が第14条各号の一に該当する場合には、 <u>法第50条に規定する費用の負担の軽減</u> を、同条の規定に基づいて行うことができる。この場合においては、同条に規定する市が定める割合は、規則で定めるものとする。
2	前項の規定は、法第53条第1項に規定する要支援認定を受けた被保険者に係る <u>法第60条に規定する費用の負担の軽減</u> について準用する。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。